

## 岡崎市こども発達センター関係機関連絡会議要綱 (外部機関・団体連携／発達センター・システム運用)

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市こども発達センター関係機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）の開催及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(連絡会議の開催)

第2条 連絡会議は、こども発達センター長の招集により、年に2回程度開催するものとする。

(開催目的)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項についての意見聴取及び意見交換を行うために開催するものとする。

- (1) 発達に心配のある子が、生活の場で困り感やつまずきを抱えた際に、必要な支援を受け、その子が将来自立して社会参加をする力を培うことができるように、関係機関の機能及び事業の連携強化に関すること。
- (2) 乳幼児期からの情報を将来の支援に活かすための、情報の管理及び引継ぎに関すること。
- (3) 連絡会議の出席者の所属する機関の業務や活動状況に関すること。
- (4) 発達障がいに関する啓発活動及び地域住民の理解促進に関すること。
- (5) 岡崎市こども発達センターの運用に関すること。
- (6) 岡崎市発達に心配のある子の早期支援システムの運用に関すること。

(出席者)

第4条 連絡会議の出席者は、次に掲げる者のうちから選任するものとする。

- (1) 保健・医療関係機関から推薦された者
- (2) 教育関係機関から推薦された者
- (3) 保育関係機関から推薦された者
- (4) 療育・相談関係機関から推薦された者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他岡崎市こども発達センター長が特に必要と認める者

2 連絡会議の出席者は、15名以内とする。

(連絡会議の運営)

第5条 必要に応じて連絡会議に専門機関の職員等及び関係機関の責任者等の出席を求めることができるものとする。

2 連絡会議とは別に、実務者会議を開催することができるものとする。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、こども発達センター長が必要と認めるときに開催する

ものとする。

2 実務者会議の出席者は、第4条に掲げる関係機関の実務者とする。なお、必要に応じて専門機関の職員等の出席を求めることができるものとする。

3 実務者会議は、連絡会議で出された意見等について、より詳細な意見交換や情報共有等を行うために開催するものとする。

4 実務者会議での意見交換の経過は、連絡会議へ情報提供するものとする。  
(秘密の保持)

第7条 出席者は、連絡会議において知り得たことを他に漏らしてはならない。  
(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、こども発達相談センターにおいて処理する。  
(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に必要な事項は、こども発達センターが別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。